

徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価等業務 仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、徳島市（以下「発注者」という。）が、受注者へ委託する「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価等業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は、発注者が計画している一般廃棄物中間処理施設（熱回収施設・リサイクルセンター）の整備事業（以下「本事業」という。）において、徳島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（方法書以降）の手続き・調査等の業務を実施するとともに、本事業の基本設計及び発注仕様書の作成に必要となる調査・設計等の業務について、総合的な支援等を行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和11年3月30日まで

4 本事業の概要

本事業の概要は次のとおりである。事業の詳細な内容については、令和7年9月に発注者が策定した「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画改定版（以下「基本計画」という。）」及び令和5年9月に策定した「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）」を参照すること。なお、令和7年7月の北島町可燃ごみ受け入れ決定に伴い、基本計画と配慮書の間で施設規模、整備スケジュール等一部内容に相違があるので注意すること。

(1) 整備する施設

ア 熱回収施設

- (ア) 処理方式 ストーカ式
- (イ) 処理対象 可燃ごみ、リサイクルセンターからの可燃残渣、
し尿処理施設からの脱水汚泥、災害廃棄物、北島町の可燃ごみ
- (ウ) 施設規模 282 t／日（94 t／日×3炉）

イ リサイクルセンター

- (ア) 処理対象 燃やせないごみ、粗大ごみ、缶・びん、ペットボトル
プラスチック類、有害ごみ（乾電池等）
- (イ) 施設規模 61 t／日（処理ライン 61 t／日）
（ストックヤード 0.2 t／日）

ウ その他の施設

事務室等管理機能、環境学習機能、駐車場、計量棟、洗車場、車庫棟等

(2) 事業地

徳島市東沖洲一丁目 14-1 の一部

徳島市の下水処理施設「北部浄化センター」敷地内

5 関係法令の遵守

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書（以下、「契約書」という。）及び本仕様書によるほか、関係する法令、規則、細則、通知等を遵守しなければならない。

6 業務の執行体制

受注者は、業務の実施にあたっては、管理技術者、照査技術者及び主担当技術者を次のとおり配置しなければならない。

(1) 管理技術者

ア 衛生工学部門－廃棄物・資源循環（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。以下同じ。）、又は総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環の技術士資格（技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）の規定による登録を受けていること。以下同じ。）を有すること。

イ 平成 27 年度（過去 10 年度）以降に、国又は地方公共団体発注の次のいずれかの業務を、管理技術者又は担当技術者として従事し完了した実績を有すること。

(ア) 熱回収施設（施設規模 100 t / 日以上、発電設備を有するもの）の設置に係る都道府県（政令市を含む。）環境影響評価条例に基づく環境影響評価の方法書手続から評価書手続までの一連の業務（契約形態が一括であるか、分割であるかは問わない。）

(イ) 熱回収施設（施設規模 100 t / 日以上、発電設備を有するもの）に係る施設整備基本設計策定業務

(2) 照査技術者

管理技術者の要件に準ずる。ただし、技術者実績については、照査技術者としての実績も認めるものとする。

(3) 主担当技術者（環境影響評価業務）

建設部門－建設環境、環境部門－環境影響評価、又は総合技術監理部門（建設－建設環境若しくは環境－環境影響評価）の技術士資格を有すること。

(4) 主担当技術者（基本設計策定業務、費用対効果分析業務、PFI 等導入可能性調査業務、都市計画決定手続き支援業務）

衛生工学部門－廃棄物・資源循環、又は総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環の技術士資格を有すること。

(5) 各業務共通

ア 管理技術者、照査技術者、主担当技術者はそれぞれ兼ねることができない。

イ 主担当技術者は、各業務に係る主担当技術者の要件を満たす場合は、複数の業務を兼ねることができる。

ウ 管理技術者、照査技術者及び主担当技術者は元請会社と 1 年以上の直接的な雇用関係にあること。

7 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、次の必要書類を提出しなければならない。

- (1) 業務開始届
- (2) 業務予定表
- (3) 業務実施計画書
- (4) 組織表及び緊急連絡先
- (5) 配置技術者届
- (6) 業務完了届
- (7) 月報（業務進捗状況及び今後作業予定の報告用）
- (8) 成果品（紙媒体、電子データ）
- (9) その他（発注者が指示するもの）

8 資料等の収集及び貸与・返却

- (1) 受注者は、本業務の実施に必要な資料は、自ら収集するものとする。
- (2) 発注者は、本業務実施上必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された資料等の必要がなくなった場合は、速やかに発注者に返却するものとする。
- (4) 受注者は、資料が発注者でなければ収集できない場合や、協力がなければ収集できない場合は、発注者から収集の協力を受けるものとする。

9 秘密の保持と中立性の義務

受注者は、本業務の履行上知り得た各種情報について、発注者の許可なく第三者に公表、貸与又は開示してはならず、本業務終了後であっても同様とする。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

10 打合せ等

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 連絡は、積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
- (3) 本業務着手時及び必要に応じて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

11 報告の義務

受注者は、各工程の進捗状況を発注者に対し報告するものとする。発注者は必要に応じ進捗報告書の提出を受注者に求めることができるものとする。

12 関係官公庁との協議

受注者は、本業務の実施中に、関係者又は監督官庁との折衝を要する場合は、遅滞な

くその旨を発注者に申し出て指示を受けるものとする。

13 疑義

本業務についての疑義又は定めのない事項については、発注者と受注者が事前に協議し決定するものとする。

14 検査

受注者は、中間検査、完了検査を受けるものとし、検査合格をもって当該年度における業務が完了したものとする。ただし、本業務完了後であっても成果品に記入漏れ、不備、誤り又は是正すべき事項が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者の責任において必要な処理を行うものとする。

15 委託料の支払い

発注者は、検査を実施し、受注者が合格した場合は、出来高に応じて委託契約書に定める各年度の支払い限度額の範囲内で委託料を支払う。

16 費用負担

本業務に係る必要な費用は、本仕様書に明記がない場合であっても、原則として受注者の負担とする。

17 契約変更

本業務において、本要求事項の内容に変更が生じた場合は、受注者は、直ちに発注者に報告し、変更契約を行うものとする。

18 一括再委託の禁止

受注者は、業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。

19 測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）登録

受注者は、受注時は契約後 10 日以内（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。以下この項において同じ。）、変更時は変更があった日から 10 日以内、完了時は完了後 10 日以内、訂正時は適宜、テクリスにより「登録のための確認のお願い」を作成し、業務担当者の確認を受けた上で、登録機関に登録を行うこと。登録完了後は、登録機関が発行する「登録内容確認書（業務実績）」を書面又は登録機関からのメール添付により提出すること。

20 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、本業務における成果品は全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なくして使用してはならない。また、様式等は発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(1) 成果品

ア 環境影響評価業務

(ア) 方法書

- ・本編 100 部（くるみ製本）
- ・要約 100 部（くるみ製本）
- ・パンフレット 300 部

(イ) 準備書

- ・本編 100 部（くるみ製本）
- ・要約 100 部（くるみ製本）
- ・パンフレット 300 部

(ウ) 評価書

- ・本編 50 部（くるみ製本）
- ・要約 50 部（くるみ製本）
- ・パンフレット 300 部

イ 基本設計策定業務

(ア) 基本設計報告書

- ・本編 10 部（くるみ製本）
- ・概要 10 部（くるみ製本）

(イ) 発注仕様書（案） 10 部（くるみ製本）

ウ 費用対効果分析業務

(ア) 費用対効果分析業務報告書 10 部（簡易製本）

エ P F I 等導入可能性調査業務

(ア) P F I 等導入可能性調査業務報告書 10 部（くるみ製本）

オ 都市計画決定手続き支援業務

(ア) 都市計画（素案） 3 部（紙ファイル綴じ）

(イ) 都市計画（案） 3 部（紙ファイル綴じ）

(ウ) 都市計画決定図書 3 部（紙ファイル綴じ）

カ 上記ア～オの電子データ 一式

キ 打ち合わせ記録簿及び作業月報 3 部

ク 発注者と受注者が協議のうえ作成した資料 3 部

ケ 発注者と受注者が協議のうえ作成したデータ 一式

(2) 電子データは、CDとして事業年度及び事業名称・受注者名称等を収納ケース及びCDに必ずラベルにより付記すること。

(3) 使用するアプリケーション及びファイル形式については以下のとおりとする。

Microsoft社Word2013以上

Microsoft社Excel2013以上

Microsoft社Powerpoint2013以上

CADデータについては「jw_cad」で読み込み可能なもの

上記に加えて、紙媒体に準じたPDF形式のファイルも併せて作成すること。

(4) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

第2章 業務内容（環境影響評価業務）

本業務に係る環境影響評価については、徳島県環境影響評価条例（以下「条例」という。）、同施行規則及び徳島県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）に基づき、次のとおり行うものとする。

1 方法書の作成

(1) 事業特性の把握

基本計画を踏まえ、事業特性を把握・整理する。

(2) 地域特性の把握

配慮書で整理した文献資料の更新により、地域特性に関する情報を収集・整理する。

(3) 環境影響評価項目の選定

条例及び技術指針を踏まえ、対象事業の実施に伴う影響要因を抽出し、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目を勘案した上で、環境影響評価項目を選定する。

環境影響評価項目の選定にあたっては、事業特性及び地域特性を踏まえるとともに、選定・非選定の理由についても整理する。現段階で想定される環境影響評価項目は別紙1のとおり。

(4) 調査、予測及び評価の手法の選定

選定した環境影響評価項目について、調査、予測及び評価の手法を選定する。現段階で想定される現地調査は別紙2のとおり。

(5) 方法書の作成

上記内容等を取りまとめ、条例に基づく環境影響評価方法書を作成する。

(6) 方法書に係る手続き等

次のとおり、方法書に係る意見書等及び徳島県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）等の手続きに係る資料作成を行うとともに、方法書説明会及び審査会への出席及び運営補助を行う。

ア 方法書説明会事前準備

(ア) 説明会資料の作成

説明会における資料として、パワーポイント形式での説明資料を作成する。

(イ) パンフレットの電子データの作成

方法書の概要を説明するパンフレットの電子データを作成する。

(ウ) 想定問答集の作成

説明会の質疑応答に向けた想定問答集を作成する。

(エ) 説明会開催等準備

説明会の開催・運営に必要な資料準備等を行う。

イ 方法書説明会開催支援

(ア) 説明会出席・答弁支援

説明会へ出席し、説明及び答弁支援を行う。説明会の回数は3回を想定する。

(イ) 議事取りまとめ

説明会の記録を行い、質疑概要の取りまとめを行う。

ウ 意見の整理及び事業者見解の作成

(ア) 意見の整理

説明会等において提出された意見について、分類・整理を行う。

(イ) 事業者見解の作成

意見に係る事業者見解を検討・作成する。

エ 審査会対応支援

(ア) 審査会提出資料作成

審査会に使用する説明資料等の作成を行う。

(イ) 審査会想定問答集作成

審査会での質疑応答に留意し、方法書及び意見・見解に係る技術的課題等と回答を整理した想定問答集を作成する。

(ウ) 審査会出席・議事録作成

審査会へ出席し、説明及び答弁支援を行うとともに、質疑応答の取りまとめを行う。審査会回数は2回を想定する。

オ 関係機関協議補助

方法書作成にあたり、関係機関である徳島県との事前協議に出席・協議補助を行う。

2 準備書の作成

(1) 現地調査の実施

方法書及び方法書に係る知事意見等を踏まえ、本事業で整備する施設の工事及び供用に伴う周辺環境への影響を予測・評価するために必要な情報を得るため、現地調査を実施する。

なお、現地調査の実施にあたっては、調査項目・地点等について、「1 方法書の作成」で把握した事業特性及び地域特性（基本設計の検討状況等により、必要に応じて再度特性の把握を行うこと）並びに方法書に係る意見書等を踏まえ、必要に応じ見直し等を検討したうえで、発注者と協議のうえ実施するものとする。

(2) 影響の予測

影響の予測は、方法書で選定した環境影響評価項目を対象とするものとし、建設工事及び施設計画、並びに現地調査の結果等を踏まえて実施する。

予測にあたっては、計画施設の構造及び維持管理を前提として、調査実施時点で一般的に用いられている予測手法により行うこととし、定量的な予測が可能な項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行う。

(3) 影響の評価

調査及び予測の結果を踏まえ、事業の実施により環境影響評価項目に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、または低減されているものであるか否かについての事業者の見解を明らかにすることにより行う。

また、評価に際して環境基準等の目標と調査及び予測の結果との間に整合が測られているかどうかを検討する。

(4) 環境保全措置の検討

評価の結果、環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、環境保全措置を検討し、検討結果の検証・整理を行う。また、環境保全措置を踏まえ、必要に応じ、予測・評価の見直しを行う。

(5) 事後調査計画の策定

(1)から(4)までを検討した結果、予測の不確実性の程度が大きい予測・評価項目等について、環境影響評価項目ごとに事後調査の必要性を検討し、事後調査計画を策定する。

(6) 総合評価

(1)から(5)の検討結果の一覧を作成し整理したうえで、環境影響の総合的な評価を行う。

(7) 環境影響評価準備書の作成

(1)から(6)の検討結果に加え、方法書に係る意見書や知事意見への対応等を踏まえ、条例に基づく環境影響評価準備書を作成する。

(8) 準備書に係る手続き等

次のとおり、準備書に係る意見書等及び審査会等の手続きに係る資料作成を行うとともに、準備書説明会及び審査会への出席及び運営補助を行う。

ア 準備書説明会事前準備

(ア) 説明会資料の作成

説明会における資料として、パワーポイント形式での説明資料を作成する。

(イ) パンフレットの電子データの作成

準備書の概要を説明するパンフレットの電子データを作成する。

(ウ) 想定問答集の作成

説明会の質疑応答に向けた想定問答集を作成する。

(エ) 説明会開催等準備

説明会の開催・運営に必要な資料準備等を行う。

イ 準備書説明会開催支援

(ア) 説明会出席・答弁支援

説明会へ出席し、説明及び答弁支援を行う。説明会の回数は3回を想定する。

(イ) 議事取りまとめ

説明会の記録を行い、質疑概要の取りまとめを行う。

ウ 意見の整理及び事業者見解の作成

(ア) 意見の整理

説明会等において提出された意見について、分類・整理を行う。

(イ) 事業者見解の作成

意見に係る事業者見解を検討・作成する。

エ 審査会対応支援

(ア) 審査会提出資料作成

審査会における準備書及び意見・見解の説明資料等の作成を行う。

(イ) 審査会想定問答集作成

審査会での質疑応答に留意し、準備書及び意見・見解に係る技術的課題等と回答を整理した想定問答集を作成する。

(ウ) 審査会出席・議事録作成

審査会へ出席し、説明及び答弁支援を行うとともに、質疑応答の取りまとめを行う。審査会の回数は3回を想定する。

オ 関係機関協議補助

準備書作成にあたり、関係機関である徳島県との事前協議に出席・協議補助を行う。

3 評価書の作成

(1) 知事意見見解の作成

準備書にかかる知事意見に対する見解を検討するとともに、当該意見等を踏まえた準備書の修正検討を行う。

(2) 評価書作成

準備書に対する意見書や知事意見への対応等を踏まえ、条例に基づく環境影響評価書を作成する。

なお、評価書への知事意見が述べられた場合は、これを勘案し、評価書の記載事項に検討を加え、必要な場合は補正を行い、その内容も併せて記述した評価書（補正後）を作成する。

(3) 関係機関協議補助

評価書作成にあたり、関係機関である徳島県との事前協議に出席・協議補助を行う。

第3章 業務内容（基本設計策定業務）

基本設計策定業務の実施にあたっては、基本計画の内容を基に、環境影響評価、費用対効果検討、PFI等導入可能性調査、都市計画決定手続きや、本市が別に実施する用地関連業務（敷地造成設計等）等と十分な調整を図りながら、次のとおり行うものとする。

なお、策定する基本設計は、国の循環型社会形成推進基本計画を踏まえた内容とすること。

1 基本条件の整理・未決定事項の検討

基本計画で設定した施設整備において基本となる条件について、その内容の整理及び更新を行う。また、基本計画で詳細を設定していない各項目についての検討を行う。主な条件および検討項目は次のとおり。

(1) 計画ごみ処理量、計画ごみ質

(2) 建設予定地の立地条件に係る事項（地理的事項、土地利用規制、都市計画決定の範囲・条件の整理、送受電・上下水道等のユーティリティ条件等）

(3) 収集運搬効率（ごみ搬入出量、搬入出台数、搬入出時間帯、搬入出頻度、搬入出ル

ート、搬入出車両の形式等)

- (4) 環境保全目標値、臭気対策等の環境保全対策
- (5) 焼却残渣の資源化方法及び貯留・搬出方法
- (6) 余熱利用計画（利用可能熱量、想定発電量、エネルギー回収率の計算、余熱利用方法）
- (7) 環境啓発・学習機能の詳細
- (8) 津波、液状化等の災害リスクに対する施設の防災対策及び防災拠点の機能の詳細（災害発生時に確保しておく水・燃料・薬剤等の貯蔵量の検討を含む。）
- (9) 新施設の整備に関する全体事業スケジュール
- (10) その他必要な事項

2 基本設計、参考見積仕様書の作成

(1) 施設計画の検討

ア プラント設備計画

設定した環境保全目標値を遵守し、計画ごみ質の範囲内で安定的に計画ごみ量を処理できるよう、次のプラント設備に係る処理フローや形式、配置、数量、動線等の検討を行うこと。

(ア) 熱回収施設

- a 受入供給設備（ごみピット容量、プラットホーム等の検討を含む。）
- b 燃焼設備
- c 燃焼ガス冷却設備
- d 排ガス処理設備
- e 余熱利用設備 [※]（余熱利用が発電の場合は、発電設備）
- f 通風設備（煙突を含む。）
- g 灰出し設備（飛灰処理方式の検討を含む。）
- h 給水・排水処理設備
- i 電気・計装設備
- j その他設備

※ 基本計画において、余熱利用は「発電を基本とするが、地元の要望等も参考に今後検討を進める。」としているため、受注者は、発注者と電力会社との接続検討（接続検討料は受注者の負担とする。）に係る協議の支援を行い、売電の可否や条件を確認した上で、余熱利用設備の検討を行うこと。

(イ) リサイクルセンター

- a 受入供給設備（有害ごみのストックヤードを含む。）
- b 破袋・破砕・選別・搬送・梱包設備
- c 貯留・搬出設備
- d 集じん・脱臭設備
- e 給水・排水処理設備
- f 電気・計装設備
- g その他設備

イ 施設配置・動線計画

(ア) 施設の配置計画

熱回収施設及びリサイクルセンター並びに駐車場等の附属施設について、建設予定地の立地に係る規制条件や環境影響評価等の状況を踏まえ、施設配置計画の基本的な方針を定めること。

(イ) 車両動線計画

搬入出車両及び施設利用者の車両等の車両動線について、安全面や機能面を検討し、動線計画の基本的な方針を定めること。

ウ 土木・建築・外構施設計画

別に実施する造成設計等を踏まえ、施設の規模や形式、周辺環境に適合するよう、次の項目について基本的な事項を検討すること。

また、検討にあたっては、令和5年度から6年度にかけて実施した地質調査や令和7年2月に作成した「一般廃棄物中間処理施設建設予定地における災害リスクと対策に関する検証結果報告書」等も参考にすること。

(ア) 必要な機能・諸室、面積等（熱回収施設とリサイクルセンターの別棟・合棟の検討、管理機能の詳細の検討を含む。）

(イ) 構造や仕様、方式及び施工方法

(ウ) プラント設備以外の建築設備

(エ) 受電、送電に係る電力会社との接続（位置、構内線路等）

(オ) 環境啓発機能の配置等（見学ルートや内容、展示エリア、多目的室等）

(カ) 周辺環境と調和した意匠上の検討

(キ) 駐車場や構内道路等外構施設の構造・形式・数量等（敷地内緑化の検討を含む。）

(ク) 建設発生土の有効利用等に向けた検討（造成設計については、本業務とは別に発注しているため、当該業務の受注者と連携しながら検討を行うこと。）

(コ) その他必要な事項

エ 施設運営計画

各施設の維持管理・運営に関する次の項目について検討を行うこと。

(ア) 運営管理組織体制・人員

(イ) 必要な資格

(ウ) 設備等の法定点検項目

(エ) 環境管理に関する項目

(オ) 搬入出車両の管理に関する項目

(カ) その他必要な事項

(2) 基本設計報告書の作成

整理、検討した内容を取りまとめ、基本設計報告書を作成する。

(3) 参考見積仕様書の作成

プラントメーカーから見積設計図書の徴取を求めるための参考見積仕様書を作成する。

(4) 施工計画等の検討

ア 施工計画

工事の施工に関し、あらかじめ整理すべき課題について検討する。

イ 財源計画

下記 3 のプラントメーカーから徴取した見積設計図書の内容や近年の他団体の実績等を参考に概算事業費を算出し、財政計画及び国からの交付金や起債等の対象範囲等について検討する。

ウ 事業スケジュール

施設整備や各種申請手続き等、施設の稼働開始までの事業スケジュールを検討する。

3 見積設計図書の徴取

参考見積仕様書をプラントメーカーに提示し、見積設計図書を徴取する。

4 見積設計図書の技術審査

プラントメーカーから徴取した見積設計図書の技術審査を実施し、必要に応じてメーカーヒアリングを実施する。

5 発注仕様書（案）の作成

見積設計図書の技術審査の内容を踏まえ、参考見積仕様書や基本設計報告書の修正を行った上で、発注仕様書（案）を作成する。

発注仕様書（案）は「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き」（環境省）等を踏まえ作成する。

第 4 章 業務内容（費用対効果分析業務）

「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について」（平成 12 年 3 月 10 日衛環第 18 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長）に基づき、費用対効果の分析を行う。（循環型社会形成推進交付金の申請に必要な資料の作成、ホームページ等で公表するための報告書作成を含む。）

1 基本条件の設定

費用、効果の計測の前提となる基本条件を設定する。

2 費用の計測

以下の項目について検討する。

- (1) 対象とする費用（施設の建設費、年度別維持管理費等）
- (2) 対象期間
- (3) 基準年度
- (4) 基準値
- (5) 総費用（現在価値）
- (6) その他必要なもの

3 効果の計測

以下の項目について検討する。

- (1) 施設整備による効果
- (2) 対象期間
- (3) 基準年度
- (4) 基準値
- (5) 総便益（現在価値）
- (6) その他必要なもの

4 事業の評価

年度ごとの累積現在価値について費用便益費（B/C）を算出し、費用・効果の生じる時期及び対象最終年における B/C を算出する。

第5章 業務内容（P F I 等導入可能性調査業務）

1 公共事業方式の整理

事業方式（公設公営方式、公設民営方式、P F I 方式）ごとに、次の項目について整理し、各事業方式の特徴を明らかにする。

- (1) 事業方式の概要
- (2) 公共及び民間の責任・リスク
- (3) 資金調達・設計・施工・運営・管理・施設所有における公共及び民間の役割
- (4) 一般廃棄物処理施設整備運営事業における導入事例

2 施設整備運営事業における事業方式の評価

(1) 事業範囲の検討

本市策定の「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」に基づき、本事業における基本条件（施設の概要、立地条件、施設規模等の施設の整備内容等）を整理したうえで、本事業の事業範囲を検討する。

(2) 事業方式の抽出と公共及び民間の役割分担の検討

想定される事業方式を抽出し、公共及び民間の役割・リスク分担のあり方について検討する。

(3) 法的課題の整理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）や地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等現行の法制度を踏まえ、本事業を P F I 等の手法により実施した場合の課題を整理する。

(4) 支援措置の検討

交付金等の公的補助、税制上の支援、金融上の支援措置等、事業採算性を向上するための支援措置について検討する。

3 各事業方式における前提条件の設定

各事業方式の建設費、維持管理費を設定する。

4 事業化シミュレーション

(1) 財務シミュレーション

上記前提条件を踏まえ、事業方式ごとに建設費、維持管理費を主なコスト対象としたシミュレーションを行い、ライフサイクルコスト（建設費及び運営費）の算出及び資金の内訳（国庫補助、起債、自主財源等）を明らかにする。

(2) VFMの評価

上記までの検討結果を踏まえ、各事業方式で期待されるVFMによる財政支出の削減効果を算出する。

5 民間事業者の参加意向等の把握（市場調査）

民間事業者の参加意向や事業費等を把握するために、民間事業者への市場調査を実施し、その結果を取りまとめる。

(1) 調査方法

民間事業者へのアンケート形式による調査を行う。

(2) 調査対象

本事業を実施することが可能と見込まれる民間事業者を対象とする。

6 事業方式の総合評価

上記のVFMの評価や定性的評価、民間事業者への事業調査結果により各事業方式を総合的に評価し、本市の事業方式として適切な事業方式を抽出する。

7 事業実施にあたっての課題の整理

前項で抽出した事業方式により事業を実施する場合のスケジュール案や想定される課題等について整理する。

第6章 業務内容（都市計画決定手続き支援業務）

1 施設計画の検討

建設予定地及び周辺の土地利用規制、環境特性、地域特性等を踏まえ、施設計画を検討する。

2 都市計画原案（素案）の作成

基本設計に基づき、都市計画原案（素案）を作成する。

3 都市計画（案）の作成

都市計画（素案）についての説明会、公聴会における住民意見等を踏まえ、都市計画

(案)を作成する。

4 都市計画決定図書の作成

都市計画（案）についての住民や都市計画審議会委員の意見を踏まえ、都市計画決定図書を作成する。

5 説明資料等の作成

説明会、公聴会、都市計画審議会等で使用する説明資料（スライド、パンフレット等）等を作成する。

6 説明会等の開催支援

説明会、公聴会、都市計画審議会等における説明や意見とりまとめ、会議録作成などの支援を行う。（手続きに係る関係機関との事前協議支援を含む。）

第7章 共通事項（今後、事業の進捗に伴い実施する予定の業務で必要となる資料等の提供）

事業の進捗に伴い実施する予定である造成計画（造成基本設計、造成詳細設計）等の業務で必要となる資料の作成（本業務の業務内容に関連する内容の資料に限る。）を含むものとする。

(別紙1) 現時点で想定する環境要素

環境要素の区分				影響要因の区分	工事 設置却 の施工設 事の	存在及び供用			
				細区分		の地形 存在改 変及び 施設	施設 の稼働	廃棄物 の搬入	廃棄物 の発生
環境の自然的構 成要素の良好な 状態の保持	大気環境	大気質	硫黄酸化物			○			
			窒素酸化物	○		○	○		
			浮遊粒子状物質	○		○	○		
			粉じん等	○					
			大気に係る有害物質 注1)			○			
		騒音及び 低周波音	騒音及び超低周波音	○		○	○		
		振動	振動	○		○	○		
		悪臭	悪臭			○	○		
	水環境	水質	水の濁り						
			水の汚れ						
			富栄養化						
			水素イオン濃度						
			水質に係る有害物質等						
		地下水の水質 及び水位	地下水の有害物質等						
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質						
		土壌	土壌に係る有害物質等						
生物の多様性の 確保及び自然環 境の体系的保全	動物		重要な種及び注目すべき生息地		○				
	植物		重要な種及び群落		○				
	生態系		地域を特徴づける生態系		○				
人と自然との豊 かな触れ合いの 確保	景観		主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観		○				
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活 動の場		○				
環境への負荷の 程度	廃棄物等		廃棄物					○	
			建設工事に伴う副産物	○					
	温室効果ガス等		二酸化炭素			○			
一般環境中の放 射性物質	放射線の量		放射線の量						

注1) 塩化水素、水銀、ダイオキシン類

注2) ○：環境影響評価項目として選定することを想定している環境要素

注3) ■：県条例の技術指針に掲げられている環境要素

(別紙2) 現時点で想定する現地調査

現時点で想定する現地調査

1 大気質

(1)大気質 (一般環境大気質)

調査項目：二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類、風向・風速

調査地点：4 地点 (事業計画地付近及び周辺住居等分布地域代表 3 地点程度を想定)

調査時期：1 週間×4 季 (塩化水素・水銀は 24 時間値、ダイオキシン類は 7 日間値を測定)

調査方法：「大気汚染に係る環境基準」等に定める手法

(2)大気質 (地上気象)

調査項目：風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量

調査地点：1 地点 (事業計画地付近)

調査時期：1 年間

調査方法：「地上気象観測指針」に準拠した手法

(3)大気質 (上層気象①)

調査項目：風向・風速、気温

調査地点：1 地点 (事業計画地付近)

調査時期：7 日間 (8 回/日) × 4 季

調査方法：ラジオゾンデ等を用いる方法

(4)大気質 (上層気象②)

調査項目：風向・風速

調査地点：1 地点 (事業計画地付近)

調査時期：1 年間

調査方法：ドップラーソーダ等により上空風を連続観測する方法

(5)大気質 (粉じん等)

調査項目：降下ばいじん

調査地点：4 地点 (事業計画地付近及び周辺住居等分布地域代表 3 地点程度を想定)

調査時期：1 か月間×4 季

調査方法：ダストジャーによる手法

(6)大気質（道路沿道大気質）

調査項目：窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向・風速

調査地点：3 地点（主要走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）

調査時期：1 週間×4 季

調査方法：「大気汚染に係る環境基準」等に定める手法

2 騒音及び低周波音

(1)環境騒音

調査項目：騒音レベル

調査地点：2 地点（事業計画地及び周辺住居等分布地域代表地点を想定）

調査時期：休日・平日に各 1 回（24 時間）

調査方法：JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に準拠した手法

(2)道路交通騒音

調査項目：騒音レベル

調査地点：3 地点（主要走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）

調査時期：休日・平日に各 1 回（24 時間）

調査方法：JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に準拠した手法

(3)交通量

調査項目：車線別車種別交通量、走行速度

調査地点：3 地点（主要走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）

調査時期：休日・平日に各 1 回（24 時間、騒音・振動調査時に併せて実施）

調査方法：カウンター等による計測

(4)低周波音

調査項目：低周波音圧レベル

調査地点：2 地点（事業計画地及び周辺住居等分布地域代表地点を想定）

調査時期：休日・平日に各 1 回（24 時間）

調査方法：「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に準拠した手法

3 振動

(1)環境振動

調査項目：振動レベル

調査地点：2 地点（事業計画地及び周辺住居等分布地域代表地点を想定）

調査時期：休日・平日に各1回（24時間）

調査方法：JIS Z 8735「振動レベル測定手法」に準拠した手法

(2)道路交通振動

調査項目：振動レベル、地盤卓越振動数

調査地点：3地点（主要走行ルートにおける台数負荷が分散する前の地点）

調査時期：休日・平日に各1回（24時間）（地盤卓越振動数は10台／地点程度（大型車両走行時））

調査方法：JIS Z 8735「振動レベル測定手法」に準拠した手法

4 悪臭

調査項目：特定悪臭物質濃度、臭気指数

調査地点：4地点（事業計画地付近及び周辺住居等分布地域代表3地点程度を想定）及び既存施設2地点（発生源条件の把握：焼却施設煙道1地点、リサイクル施設敷地境界1地点）並びに既往廃棄物運搬車両走行時沿道地点（代表2箇所、道路端 ※臭気指数のみ）

調査時期：1回（夏季）

調査方法：悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定の手法」及び「嗅覚測定法マニュアル」（平成8年環境庁大気保全局大気生活環境室編集）に定める手法

5 動物

調査項目：哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、陸産貝類、クモ類

調査地点：事業計画地及びその周辺（200mの範囲）

調査時期：哺乳類：4回（春、夏、秋、冬）

鳥類：4回（春、初夏、秋、冬）

両生・爬虫類：4回（早春、春、夏、秋）

昆虫類：3回（春、夏、秋）

陸産貝類：2回（春、秋）

クモ類：3回（春、夏、秋）

調査方法：哺乳類：フィールドサイン法、トラップ法等

鳥類：ルートセンサス法、定点観察法、任意調査

両生・爬虫類：任意調査

昆虫類：任意調査、ライトトラップ法、ベイトトラップ法等

陸産貝類：任意調査

クモ類：直接観察法、任意採集法

6 植物

調査項目：植物相、植生

調査地点：事業計画地及びその周辺（200mの範囲）

調査時期：植物相：4回（早春、春、夏、秋）

植生：1回（春～秋）

調査方法：任意観察法、コドラート法

7 生態系

動物、植物の調査結果を踏まえ、現地踏査及び環境類型区分の整理、動植物の生態的特性、食物連鎖等の整理、生態系を特徴づける動植物種の抽出などを通して、生態系の概要を把握する。

8 景観

調査項目：主要な視点場からの景観の現況

調査地点：10地点程度（事業計画地周辺で事業計画地を眺望可能な箇所）

調査時期：4回（春、夏、秋、冬）

調査方法：写真撮影等による手法

9 人と自然との触れ合いの活動の場

調査項目：主要な人と自然との触れ合いの活動の場の現況

調査地点：主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布位置

調査時期：4回（春、夏、秋、冬）

調査方法：現地調査による利用状況等の把握

10 その他の項目

事業予定地及びその周辺におけるその他の現況（廃棄物、温室効果ガス等）については、既存資料の収集整理及び工事計画、施設計画等を踏まえて現況を把握する。